**秘密保持契約書**

学校法人昭和医科大学（以下「甲」という。）と　●●（以下「乙」という。）とは、相互に開示する情報の取扱いについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

　本契約は、甲乙間の●●を用いた●●の共同研究の可否を相互に検討することを目的（以下「本目的」という。）とする。

第２条（秘密情報）

１　本契約において「秘密情報」とは、媒体及び手段（書面、専用回線による通信、光磁気ディスク等を含むがこの限りではない。）の如何を問わず、甲又は乙が相手方に秘密である旨を明示して開示する技術、営業、人事、財務、組織その他の事項に関する情報及び本契約の存在をいう。なお、口頭により開示した場合は、開示日から30日以内に、当該情報が秘密である旨を文書（電磁的方法を含む。）にて送付した場合に限り、秘密情報として扱う。

２　前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まないものとする。

⑴　開示を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

⑵　開示を受けた際、既に公知となっている情報

⑶　開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報

⑷　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

⑸　秘密情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報

第３条（秘密保持）

１　甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を本目的のためにのみ使用するものとし、本目的の遂行に必要な自己の役員及び従業員並びに自己が依頼する弁護士、公認会計士、税理士、その他の法令上守秘義務を負う専門家以外の者に開示、漏洩してはならない。

２　甲及び乙は、秘密情報について、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

３　甲及び乙は、第三者に相手方の秘密情報を開示する必要があるときは、事前に相手方の書面による同意を得るとともに、当該第三者に対し本契約において自己が負う秘密保持義務と同等の義務を課さなければならない。

４　第１項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令、裁判所、行政庁又は規制権限を有する公的機関の規則、裁判、命令、指示等により秘密情報の開示を要求されたときは、必要な範囲で秘密情報を開示することができる。ただし、当該開示を行うときは、可能な場合は事前に、不可能又は著しく困難な場合は事後遅滞なく、その旨を相手方に通知する。

第４条（秘密情報の返却）

　甲及び乙は、本目的が終了したとき、相手方から要求があったとき又は本契約が終了したときは、相手方の指示に従い受領した相手方の秘密情報（複製物も含む）を相手方に返却又は破棄若しくは消去しなければならない。

第５条（個人情報の取り扱い）

１　本契約において｢個人情報｣とは、個人情報保護法第２条第１項に規定された情報をいう。

２　甲及び乙は、相手方から開示される情報に個人情報が含まれているときは、個人情報保護法及びにこれに関連する法令、指針及びガイドラインを遵守の上、個人の権利利益を侵害することのないよう、その取扱いを適正に行うことができるよう必要な措置をとるものとする。

第６条（非保証）

　甲及び乙は、相手方に対し、開示される秘密情報に誤りがあった場合でも、契約不適合責任を含む一切の責任を負わないものとし、秘密情報の内容及びその使用について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

第７条（実施権の不許諾）

　甲及び乙は、本契約に基づく秘密情報の開示が、相手方に対する特許権、実用新案権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではないことを確認する。

第８条（知的財産権）

　甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報に基づいて、発明、考案、意匠、植物品種、データベースの著作物、プログラムの著作物、半導体集積回路の回路配置、及びノウハウの創作が生じた場合には、直ちに相手方に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上、決定するものとする。

第９条（事故発生時の対応）

１　甲及び乙は、秘密情報が第三者に漏洩した場合及び漏洩のおそれが生じたときは、直ちに相手方に報告するとともに、損害の発生・拡大防止に努めなければならない。

２　甲及び乙は、本契約に違反して秘密情報の漏洩又は目的外使用行為をし、又はするおそれが生じた場合、相手方に対し、当該違反行為の差止めを請求することができる。

第10条（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、現在、次の各号のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しないことを確約する。

⑴　暴力団、暴力団員、暴力団関係企業。

⑵　総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等。

⑶　その他前各号に準ずる者。

２　甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

⑴　暴力的な要求行為。

⑵　法的な責任を超えた不当な要求行為。

⑶　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

⑷　風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

⑸　その他前各号に準ずる行為。

３　甲及び乙は、相手方が前二項のいずれかに違反したことが判明した場合、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本契約を解除することができる。

第11条（損害賠償）

　甲及び乙は、相手方が本契約に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対し当該損害の賠償を請求することができる。

第12条（有効期間）

１　本契約の有効期間は、本契約締結日から●年●月●日までとする。ただし、甲及び乙は、別途協議のうえ、本契約の有効期間を延長することができる。

２　前項の規定にかかわらず、受託研究、共同研究契約その他本目的に関する契約が締結された場合、又は締結される見込みがないことが確認され、その旨が甲又は乙から相手方に対し書面により通知された場合、本契約は終了する。

３　本条の規定にかかわらず、第３条から第５条、第８条から第14条の規定については本契約終了後も有効に存続するものとする。

第13条（管轄）

　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

　本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各１通を保有する。

年 　月 　　日

甲　　東京都品川区旗の台1-5-8

学校法人 昭和医科大学

理事長　　　小 口　勝 司

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙